

令和 7 年度決算等の審査意見書について

令和 7 年度一般会計・特別会計決算等及び公営企業決算、健全化判断比率等※、内部統制評価報告書について、地方自治法等の規定に基づき監査委員が審査を行い、意見を付しました。

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率

監査委員	酒井良清	(代表監査委員、横浜市立大学・神奈川大学名誉教授)
同	高品彰	(公認会計士・税理士)
同	前田一	(弁護士)
同	鈴木太郎	(市議員)
同	藤崎浩太郎	(市議員)

審査結果

- ・一般会計・特別会計の決算の計数はいずれも正確であり、予算の執行はおおむね適正に行われていると認められました。
- ・企業会計の各事業の決算報告書その他財務諸表は関係法令に準拠して作成され、適正に表示しているものと認められました。
- ・健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令の規定に基づき適正に算定され、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められました。
- ・内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当でした。

1 決算審査における意見（抜粋）

(1) 一般会計・特別会計決算

令和 7 年度一般会計決算の実質収支は 31 億円の黒字となった。

市税収入は増加したが、前年度と同水準の収納率を維持している。債務管理においては、一般会計が対応する借入金残高は減少するなど、中期計画に掲げられた取組は着実に進められている。また、ファシリティマネジメントでは、未利用等土地の適正化等も進めた。

しかしながら、社会・経済情勢の不透明さは続いており、課題等も多様化・複雑化しているが、本市の財政状況は、減債基金を臨時的に活用するなど厳しい状況にある。また、規模の効率化等が求められている公共建築物の総床面積は依然として増加傾向にある。

令和 8 年度に入り、本市は「横浜市中期計画 2026～2029」を策定した。

財政運営は施策や取組の推進を支える土台となるものである。「創造・転換」による歳出改革の取組を進めるとともに、計画的な投資管理と債務管理をより一層進め、持続的な財政の実現を図られたい。また、公共建築物については、財政ビジョンに掲げる総床面積の縮減目標を踏まえ、全体的な視点で規模効率化を進め、安定的なサービスの提供と財政負担の軽減を図られたい。

(一般会計意見書 P. 30-31)

(2) 企業会計決算

令和7年度は、7事業中2事業において経常損失を計上した。

収入面においては、根幹収入が増加した事業がある一方、支出面においては、人件費や物価の高騰、施設等の老朽化による修繕費の増加といった費用の増加がみられ、多くの事業の減益又は経常損失の要因となっている。

また、各事業では、老朽化した施設等の維持・更新、災害への対応など様々な課題に加え、中長期的には人口減少の影響もあり、今後も、厳しい経営環境が見込まれる。

各事業においては、市民の日常生活を支える公営企業として求められるサービスを将来にわたり安定的に提供するために、各事業が定める中期経営計画に従って、持続可能な経営基盤の確立に努められたい。

(企業会計意見書P.6)

2 健全化判断比率等の状況(単位: %)

	令和7年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率			
(1) 実質赤字比率	—	11.25	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
(3) 実質公債費比率	9.2	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	106.3	400.0	

注 実質赤字及び連結実質赤字が発生していないため「—」と表記した。

注 各比率は財政規模に対する割合で、実質赤字比率は一般会計等の赤字割合、連結実質赤字比率は全会計の赤字割合、実質公債費比率は1年間に支払った借入金返済額等の割合、将来負担比率は将来市が支払う借入金返済額等の割合である。

	令和7年度決算	経営健全化基準
資金不足比率	資金不足は算定対象会計全てで発生していない	20.0

注 資金不足比率は、公営企業ごとの事業規模に対する資金不足の割合である。

3 内部統制評価報告書審査における付記事項(抜粋)

(1) 内部統制の取組

全庁的な内部統制については、不備は認められなかった。

業務レベルの内部統制については、整備上の不備は、現在改善に向けて取り組んでいる。また、運用上の不備は、いずれも再発防止策が策定されていた。

これらを踏まえると、内部統制は有効に機能していると評価することができる。

(2) 環境変化に応じたミスが発生しにくい体制づくり

今後、DXのさらなる推進により、市民サービスの向上に加え、事務処理のシステム化やチェック機能の強化によって、ミスの防止が一層進むものと考えられる。

一方で、システム化等により事務手続に変更が生じた場合、それに応じて内在するリスクも変化する。リスクの抽出、評価及び対応策の整備を適時に行うことにより、事務処理ミスが発生しにくい体制づくりを推進されたい。

今後も、組織全体でリスクマネジメントの意識を高め、内部統制を有効に機能させることにより、市政への信頼が高まることを期待する。

※ 各審査意見書は、次のURL・二次元コードから御覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka.html>



お問合せ先

財務監査課長 大吉 Tel 045-671-3362